

調整案の主旨

これまでの協定項目は、総括的な方針を示している。

このケーブルテレビ事業のみ細部にわたる文言を記載することは、他の協定項目との均衡を失するものと考ええる。

「財産の取扱いについて」のように、個別具体的な内容を明示する必要がある場合には、別途協議書によることで十分に主旨を達成するものと考ええる。

したがって、このケーブルテレビの取扱いに関しても、協定文言は原案のとおりとし、これまでの協議をふまえ、以下の2項目については協議書によることとしたい。

ケーブルテレビ事業に関する付帯協議

- 1 ケーブルテレビの利用料については、受益者負担の原則に立ち、住民負担に考慮して、適正なあり方等を新市において調整する。
- 2 当面の措置として、C S 9 波提供部分については利用者負担とし、その他の部分については現行のとおりとする。

(町村長連名 公印)

合併協定書イメージ

協定項目 28 . 広報広聴事業の取扱い

- 1 広報誌は、月1回、発行する。発行日、配布方法等については、合併時に統一する。
- 2 その他の広報資料は、新市において調整する。
- 3 行政座談会、行政相談、意見箱等については、新市において調整する。
- 4 ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- 5 オフトーク、ケーブルテレビは、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。
- 6 電光掲示板については、新市に引き継ぐ。

本協定項目に関する協議書

(平成16年 月 日協議済)

ケーブルテレビ事業に関する付帯協議

- 1 ケーブルテレビの利用料については、受益者負担の原則に立ち、住民負担に考慮して、適正なあり方等を新市において調整する。
- 2 当面の措置として、CS9波提供部分については利用者負担とし、その他の部分については現行のとおりとする。